

愛知県環境影響評価審査会西知多ごみ処理施設部会 会議録

- 1 日時 平成28年1月25日（月）午前10時から午前11時20分まで
- 2 場所 愛知県自治センター4階 大会議室
- 3 議事
 - (1) 部会長の選任について
 - (2) 知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書について
 - (3) その他
- 4 出席者
委員6名、説明のために出席した職員15名、都市計画決定権者及び事業者6名
- 5 傍聴人
なし
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 部会長の選任について
 - ・ 部会長について、酒巻委員が互選により選出された。
 - ・ 議事録の署名について、酒巻部会長が生田委員と中川委員を指名した。
 - ・ 部会長代理について、酒巻部会長が二宮委員を指名した。
 - イ 知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書について
 - ・ 資料2、資料3及び資料4について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

- 【大石委員】廃棄物運搬車両による近隣道路の滞留や騒音の発生について、既存施設の手前に新施設を建設することにより搬入道路を変えるのか。それとも現在の進入口から入るのか。
- 【事務局】現段階では具体的な進入方法は決まっていないと聞いている。
- 【大石委員】進入口から新施設までの距離を確保することは可能か。
- 【事業者】新施設は既存施設よりも進入口に近くなるが、混雑時には新施設の西側の敷地を利用するなどして、動線を確保することも考えている。
- 【田代委員】2点質問する。1点目は、建設予定地は旧知多市清掃センターの跡地であることから、今後、土壌調査を行うべきと考える。さらに、埋立地は砂層が厚く堆積しており、液状化のおそれが高い。現有施設と新施設の液状化対

策の検討が必要である。

2点目は、大気質の既存文献調査によると現況の光化学オキシダントと微小粒子状物質は環境基準を達成していないが、計画段階配慮事項として選定していないのはなぜか。現状で環境基準を達成していない項目について、今後どのように対策するのか。

【事務局】1点目について、方法書以降、土壌調査は行われるものと考えている。液状化については、住民意見に対する見解で「液状化及び高潮に対する適切な対策を講じる」としており、今後検討がされるものと考えている。

【田代委員】当見解の前段では、「災害発生直後に利用する必要性が低い」とあるが、臨海部の東海市や知多市は南海トラフ地震などの災害発生時にはごみが集まるため、回答として不適切ではないか。

【事業者】これは病院と比較した場合の回答である。病院は災害発生前後で継続して利用されるが、ごみ処理施設は災害発生直後にごみが搬入される可能性は低いと想定して記載したものである。

【田代委員】他のごみ焼却施設の事例だが、建設予定地の地盤高が低いため、盛土を計画したごみ処理施設があった。復旧性の高い施設を計画することが重要である。

【事務局】2点目について、光化学オキシダントや微小粒子状物質は一次粒子に加えて、二次生成粒子の影響が大きいと言われている。二次生成粒子の生成機構については、研究がされているものの明らかにされておらず、予測の手法が確立されていないこともあって、計画段階配慮事項に選定していない。県としても現状では全体的なばい煙対策の中で事業者指導を行い、光化学オキシダント等の発生抑制に取り組んでいる。

【田代委員】環境基準を達成していない項目について、予測の手法が確立していないから予測しないということでは、住民に不安を与えるのではないか。

【事務局】光化学オキシダントについては、県内で環境基準を達成している調査地点はない。県では光化学オキシダントや微小粒子状物質の常時監視をしており、高濃度になると予報や注意報を発令して、外出を極力控えるよう周知を図っている。

【生田委員】配慮書では景観面から建物を評価しているが、建物の強靱性を評価する機会はあるか。「液状化や高潮に対する適切な対策を講じる」とあるが、どの程度検討した結果なのか。

【事務局】環境アセスメントは環境を対象としており、災害は対象外であるため、アセス図書には記載されない。

【事業者】建設予定地は、愛知県が公表した津波浸水想定区域には入っていないが、高潮浸水想定区域に入っている。現状の地盤高さは4.5m。さらに安全性を考慮して浸水しないような構造を考えていきたい。液状化についても強靱性を確保した施設計画としていきたい。

【生田委員】「建設が可能であると判断した」とあるが、液状化に対応した工法があると判断したということか。

【事業者】メーカーに確認を行って判断した。

- 【中川委員】住民意見に対する見解で、「緑地帯の保全が可能な工事計画を検討する」とあるが、遵守できるか。緑地帯が小さくなったり分断されないか。緑地帯に手を付けず既存施設を稼働させながら工事をする場合、新施設の建設面積は小さくなる。準備工事や駐車場の車両もあるが、緑地帯の保全が可能か。
- 【事業者】現在の緑地帯の東側半分は高木で西側半分は低木と芝生である。メーカーヒアリングでは、200t/日規模の施設を建設するためには、約6,000m²必要であると聞いており、緑地帯を除く範囲で必要面積を確保し、緑地帯を保全することが可能であると考えている。
- 【中川委員】「緑地帯は保全する」と明記したほうが安心できる。
- 【酒巻部会長】配慮書173ページの典型7公害の苦情件数で大気汚染が多いが、この内容は。
- 【事務局】臨海部の工場からの降下ばいじんや野焼きによるものが多い。
- 【酒巻部会長】資料3の別紙1で知多市清掃センターの計画値は東海市清掃センターの計画値よりも低いですが、これは設計年度の違いによるものか。炉の処理方式の違いによるものか。
- 【事務局】設計年度が新しいほど処理施設の性能は上がっている。
- 【酒巻部会長】新施設の処理方式が決まっていないが、新施設の諸元に知多市清掃センターの計画値を準用してもよいのか。
- 【事務局】配慮書段階では、知多市清掃センターと同じ敷地のため、同じ値を諸元とした。実際の計画値は、知多市清掃センターと同等以下にしている。
- 【酒巻部会長】実際の排出濃度はどの程度か。
- 【事業者】現知多市清掃センターでは、硫黄酸化物が2ppm程度、窒素酸化物が20～30ppm程度、ばいじんが0.001g/m³N未満、塩化水素が10mg/m³N未満、ダイオキシン類が0.01ng-TEQ/m³N程度であり、いずれも計画値以下である。
- 【酒巻部会長】方法書以降予測が行われるが、実測値も参考にするとより安心できる。
- 【大石委員】現有施設は今後どうなるか。予測に影響するのか。
- 【事業者】両市から現有施設の今後の対応について聞いていない。新施設の稼働時点で運転は停止するが、解体等は決まっていない。

(3) 閉会